

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年3月14日（月）発行

No.176

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

民商では下記の通り『納税相談会』を行います。納期限（所得税は3月15日（火）、消費税は3月31日（木）までに納税することができない方は、必ず、参加しましょう。

= 納税相談会 =

日時：3月17日（木）

午後2時～

場所：民商事務所・3階

「納税の猶予」や「換価の猶予」の申請、「分割の納付」など税務署へは下記の日程で行います。事前に民商へ連絡して下さい。

= 集団申請日 =

北税務署

日時：3月24日（木）午後2時～

西税務署

日時：3月25日（金）午後2時～

「春の運動」も最終盤 商工新聞読者で成果次々

商工新聞の読者と民商の会員を増やす、「春の運動」も最終盤を迎えました。三月二日、楠支部の朝倉さんは、毎週水曜日は『民商の日』と行動し、「元読者の喫茶店で拡大した」と報告がありました。井浪副会長は、「申告書が欲しい」と事務所に来た元会員に訴え、商工新聞を拡大しました。三月三日、昭和天白瑞穂民商から坂さん（常任理事）が「知り合いの業者に商工新聞を拡大した」とFAX



が届きました。「消費税増税ストップ」「中小業者の営業とくらしを守れ」の世論を大きくするため、商工新聞の読者と民商の会員を増やして下さい。

中小企業法務プラス！ワンポイント

こんなときどうする？ ～事故で保険が競合するとき～

会社の業務中や通勤中に交通事故の被害者となってしまった事例を考えてみましょう。この場合、事故による損害の補填は、加害者に対する賠償請求（加害者の任意保険会社による支払や自賠責の支払）が考えられますが、労働災害にも該当することから労災保険の給付を受けることも考えられます。

もっとも、1つの事故による同一の損害について二重に損害の補填を受けることはできないため、最終的には、調整が行われることになります。しかし、制度が違う以上、どちらから先に補填を受けるかにより、メリット・デメリットが生じますので、その一例を紹介したいと思います。

まず、任意保険や自賠責を使う場合、休業損害が全額支給されたり（労災では平均賃金の60%。休業特別支給金を入れても80%）、損害額の総額が決定する前に一定の金額が請求できる仮渡金制度や内払金制度があること等がメリットといえます。

他方、労災保険では、治療費や休業補償について一定の時期で打ち切られるということがほとんどないことや、特別支給金は保険給付ではなく政府が行う社会復帰促進事業の1つとして支給されるもののため調整の対象外となります。

上記は一例であり、どちらを先に利用するかは本人の意思によることになりますが、怪我が軽微で示談も早くできそうなどときには先に任意保険や自賠責を、治療が長期に及んだり、過失割合などに争いがあり解決までに時間がかかりそうなどときは先に労災保険を利用するという考え方もあるかと思えます。

2016年3月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!